

令和 5 年度高岡市人事行政の運営等の状況について

高岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年高岡市条例第 29 号）第 6 条の規定に基づき、令和 5 年度における高岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

令和 6 年 9 月 30 日

高岡市長 角田 悠紀

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況（各年 4 月 1 日現在）

総務企画部門や民生部門における業務執行体制を強化した一方で、衛生部門のごみ収集業務執行体制の見直しや育児休業任期付職員の退職等により、令和 6 年度の職員数は、令和 5 年度と比べ 2 名減少しました。部門ごとの状況は、次の表のとおりです。

部門	区分	職員数		対前年 増減数	(人)	
		令和 6 年	令和 5 年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	10	10	0	
		総 務 企 画	188	183	5	
		税 务	60	62	-2	
		民 生	262	257	5	
		衛 生	80	84	-4	
		労 働	2	2	0	
		農 林 水 産	30	30	0	
		商 工	46	44	2	
		土 木	101	100	1	
	特別行政部門	小 計	779	772	7	
		教 育	163	166	-3	
		消 防	217	216	1	
		小 計	380	382	-2	
公 営 企 業 部 門 等		病 院	475	480	-5	
		水 道	43	43	0	
		下 水 道	23	25	-2	
		そ の 他	50	50	0	
		小 計	591	598	-7	
一部事務組合などへ派遣		5	5	0		
合 計		1,755	1,757	-2		

※ 職員数は、一般職に属する職員数であり、育児休業代替任期付職員、市職員の身分を保有する休職者、派遣職員（但し、氷見市からの消防職員は除く）などを含み、再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除いています。

(参考) 氷見市からの消防職員数 58 人（令和 6 年 4 月 1 日時点）

再任用短時間勤務職員数 19 人（令和 6 年 4 月 1 日時点）

会計年度任用職員数（パートタイムを除く） 40 人（令和 6 年 4 月 1 日時点）

(2) 任用の状況

令和5年度における新規採用者数は、100人です。

※ 「新規採用者数」とは、令和5年度に新たに高岡市の職員として採用され、各任命権者の部局に配属された者の数であり、他の自治体からの出向者、育児休業代替任期付職員などを含み、再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、会計年度任用職員を除いています。

(参考) 氷見市からの消防職員の出向者数 3人

再任用短時間勤務職員の採用数 9人

会計年度任用職員の採用数（パートタイムを除く） 50人

(3) 離職の状況

令和5年度における退職者数は、118人です。

※ 「退職者数」とは、令和5年度に高岡市職員の身分を失った者の数であり、他の自治体への出向戻し、育児休業代替任期付職員の退職を含み、再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、会計年度任用職員の退職を除いています。

(参考) 氷見市からの消防職員の出向戻し者数 3人

再任用短時間勤務職員の退職数 23人

会計年度任用職員の退職数（パートタイムを除く） 27人

(4) 異動の状況

令和5年度における異動数は、次のとおりです。

区分	部長級	次長級	課長級	副課長級	係長級	その他	計
合計	1	21	73	36	104	372	607
うち昇任	0	12	25	14	32		83

※ 新規採用を異動数に含めています。

※ 主査、主任等への昇任は、「うち昇任」件数に含めません。

2 人事評価の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日の状況）

① 評定方法

本市の人事評価制度は、目標管理によるマネジメント手法を取り入れ、一定期間内の業績を評価する「業績評価」と、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を評価する「能力評価」の2つから構成されています。評価には、当該職員の上司2名があたっています。

② 評価期間

前期評価 4月1日から9月30日まで（基準日：毎年8月1日現在）

後期評価 10月1日から3月31日まで（基準日：毎年2月1日現在）

③ 対象者

全正規職員（再任用職員、育児休業代替任期付職員、臨時の任用職員、会計年度任用職員を含む。）

3 競争試験及び選考の状況

令和5年度に実施した競争試験及び選考の状況については、次の表のとおりです。

職種		募集人数	申込人数	倍率	採用者数
事務職	大卒程度(第1期実施分)	10名程度	32	3.2	8
	大卒程度(第2期実施分)	若干名	17	17.0	4
	短卒程度	若干名	20	20.0	1
	高卒程度	若干名	3	3.0	1
	障がい者	若干名	5	5.0	0
	社会人経験者(R4下期)	若干名	30	30.0	3
	社会人経験者(R5上期)	若干名	29	29.0	11
	社会人経験者(デザイン・クリエイティブ業務)(R5上期)	若干名	5	5.0	1
技術職(土木)	大卒程度(第1期実施分)	若干名	2	2.0	1
	大卒程度(第2期実施分)	若干名	1	1.0	—
	高卒程度	2名程度	1	0.5	1
	社会人経験者(R4下期)	若干名	2	2.0	2
	社会人経験者(R5上期)	若干名	0	—	—
技術職(建築)	大卒程度(第1期実施分)	若干名	0	—	—
	大卒程度(第2期実施分)	若干名	2	2.0	0
	社会人経験者(第3期実施分)	若干名	2	2.0	1
消防職	大卒程度	3名程度	10	3.3	2
	高卒程度	3名程度	10	3.3	3
保育士		2名程度	10	5.0	3
保健師		2名程度	5	2.5	3
福祉総合職	第1期実施分	2名程度	2	1.0	1
	第3期実施分	若干名	1	1.0	0
薬剤師	第1期実施分	若干名	2	2.0	1
	第3期実施分	若干名	0	—	—
臨床検査技師	第1期実施分	2名程度	3	1.5	2
	第3期実施分	若干名	2	2.0	1
精神保健福祉士		若干名	3	3.0	1
診療情報管理士		若干名	1	1.0	1
看護師・助産師	第1期実施分	23名程度	16	0.7	13
看護師・助産師	第2期実施分	8名程度	7	0.9	5
看護師・助産師	第3期実施分	8名程度	1	0.1	1
技能労務職		若干名	11	11.0	2
合 計		86名程度	235	2.7	73

※採用者数は、募集以後の退職動向、採用予定者の辞退等の要因により、募集人数と異なる場合があります。

※ 募集人数が若干名の場合は、1名程度として倍率を算出しています。

4 給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	令和5年度
住民基本台帳人口 (R6.3.31)	163,248 人
歳出額 (A)	74,733,938 千円
人件費 (B)	10,266,823 千円
人件費率 (B/A)	13.8 %

※人件費とは、一般職員の給与・共済費と市長・議長などの特別職に支給された給料・報酬などを合算した額です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	令和5年度
職員数 (A)	1,154 人
給与費	給料
	869,862 千円
	期末・勤勉手当
	6,684,111 千円
1人当たり給与費 (B/A)	5,792 千円

※職員手当には退職手当を含みません。

※職員数には再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員及び会計年度任用職員は含みません。

※給与費には、再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員及び会計年度任用職員（フルタイム）の給与費が含まれています。

(3) 平均給料月額及び平均年齢の状況（一般会計）（令和6年4月1日現在）

一般行政職	平均給料月額	311,600 円
	平均年齢	39歳5ヶ月
技能労務職	平均給料月額	312,900 円
	平均年齢	44歳6ヶ月

※「一般行政職」とは、国の行政職俸給表(一)の適用を受ける者に相当する職員で、税務職、看護・保健職、福祉職、教育職などを除く職員です。

※「技能労務職」とは、国の行政職俸給表(二)の適用を受ける者に相当する職員で、運転手、調理員、用務員、業務士などです。

(4) 初任給の状況（令和6年4月1日現在）

一般行政職	大学卒	202,400 円
	高校卒	170,900 円
技能労務職	大学卒	185,400 円
	高校卒	164,000 円

※上記の額は標準額を示すものであり、採用時の前歴換算措置などにより異なることがあります。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数				
		10年～15年	15年～20年	20年～25年	25年～30年	30年～35年
一般行政職	大学卒	287,700円	330,800円	365,200円	394,200円	421,500円
	高校卒	263,200円	302,200円	320,700円	271,200円	392,500円
技能労務職	大学卒	265,500円	289,800円	323,000円	349,700円	369,500円
	高校卒	265,700円	272,800円	304,600円	336,600円	372,200円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任	係長	副課長	課長	次長	部長	
職員数	53人	110人	190人	94人	50人	45人	20人	7人	569人
構成比	9.3%	19.4%	33.4%	16.5%	8.8%	7.9%	3.5%	1.2%	100%
(参考) 前年度の構成比	10.5%	18.5%	33.9%	17.2%	6.4%	8.5%	3.6%	1.3%	100%

※「職員の給与に関する条例」に基づく一般給料表適用者の級区分による職員数です。

(7) 職員手当の状況（令和6年4月1日現在）

区分	内 容																
扶養手当	・配偶者 ・子 ・父母等 ・扶養親族のうち 16 歳の年度初めから 22 歳の年度末までの子については、 1 人につき月額 5,000 円を加算 ※職務の級が 8 級であるものにあっては 3,500 円	月額	6,500 円 (※) 10,000 円 6,500 円 (※)														
住居手当	・借家等	月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、 負担している家賃の額に応じて最高 28,000 円まで支給															
通勤手当	・交通機関等利用者 ・交通用具使用者	定期券等の価額による一括支給 (限度額 55,000 円) 距離段階区分に応じて、2,000 円～31,600 円															
期末手当 勤勉手当	(令和5年度支給割合) <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 月期</td> <td style="text-align: center;">1.20 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12 月期</td> <td style="text-align: center;">1.25 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.45 月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1.00 月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1.05 月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2.05 月分</td> </tr> </table> • 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり (5 %～15%)			期末手当	勤勉手当	6 月期	1.20 月分	12 月期	1.25 月分	計	2.45 月分		1.00 月分		1.05 月分		2.05 月分
期末手当	勤勉手当																
6 月期	1.20 月分																
12 月期	1.25 月分																
計	2.45 月分																
	1.00 月分																
	1.05 月分																
	2.05 月分																
退職手当	(支給率) 勤続 20 年 勤続 25 年 勤続 35 年 最高限度額	自己都合 19.6695 月分 28.0395 月分 39.7575 月分 47.709 月分	勵奨・定年 24.586875 月分 33.27075 月分 47.709 月分 47.709 月分														
特殊勤務手当	令和5年度 (普通会計決算)	職員全体に占める手当支給職員割合	26.6%														
		支給対象職員 1 人当たりの平均支給年額	35,692 円														
手当の種類 (令和5年4月1日現在)			※15 種類														
市税賦課徴収手当、防疫作業手当、救護収容手当、社会福祉施設等業務手当、医療業務手当、現場技術指導手当、社会福祉業務手当、消防業務手当、保健指導等業務手当、除雪手当、用地交渉手当、清掃作業手当、犬猫死体処理手当、特殊車両操作手当、道路補修作業手当																	
超過勤務手当	令和5年度 (普通会計決算)	支給総額	381,949 千円														
		支給対象職員 1 人当たり支給年額	378 千円														
	令和4年度 (普通会計決算)	支給総額	302,594 千円														
		支給対象職員 1 人当たり支給年額	296 千円														

(8) 特別職の給料・報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		支給月額
給料	市長	1,000,000円
	副市長	830,000円
報酬	議長	645,000円
	副議長	580,000円
	議員	545,000円
期末手当（令和5年度支給割合）		
6ヶ月期 1.65ヶ月分 12ヶ月期 1.75ヶ月分 <hr/> 計 3.40ヶ月分		

5 勤務時間その他の勤務条件の状況

- (1) 職員の勤務時間（令和6年4月1日時点における一般職の標準的なもの）
一般行政職の標準的な勤務時間は、次の表のとおりです。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後零時から 午後1時まで

(2) 休暇、休業制度の状況

主な休暇、休業制度の概要及び令和5年度における取得状況は、次の表のとおりです。

区分	制度概要等	取得状況
年次休暇	職員の請求に基づき付与される休暇。暦年毎に20日を付与。 また、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。	平均取得日数 11.0日
夏季休暇	夏季における諸行事への参加や心身の健康維持等を図るために仕事を休むとき。6月から9月の期間内において5日以内	平均取得日数 4.4日
病気休暇	傷病により仕事を休む必要があるとき。原則90日以内	平均取得日数 3.2日
出産付添	妻が出産する場合に、夫である男性職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添等を行う必要があるとき。妻が出産のために病院に入院する等の日から出産の日後2週間の期間内に2日以内	取得者 29人
家族看護休暇	職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母等の看護のために仕事を休む必要があるとき。1年に5日以内	取得者 345人
育児時間	生後1歳未満の子を育てる職員が、その子の授乳や保育を行うとき。1日2回、各30分	取得者 0人
育児参加	妻の産前休暇期間から当該出産に係る子が1歳に達するまで期間内において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する必要がある時。5日以内	取得者 19人
育児休業	3歳に満たない子を養育するとき。子が3歳に達する日までの期間	取得者 55人
部分休業	小学校就学前の子を養育しつつ勤務するとき。子が小学校に就学するまでの期間で、始業時又は終業時、1日を通して2時間以内	取得者 108人
介護休暇	配偶者、子、同居の祖父母等が傷病等により日常生活を営むに支障をきたしていて、その介護を行うために仕事を休む必要があるとき。2週間以上6月以内	取得者 1人

※高岡市からの他機関への派遣職員等を除いています。

6 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

令和5年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

※ 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。なお、表中の件数は令和5年度中の延べ発令件数であり、例えば一人の職員に対し令和5年度中に2回の休職発令があった場合は、件数を2とカウントしています。

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績がよくない場合					
心身の故障の場合			62		62
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					

(2) 懲戒処分の状況

令和5年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

※ 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行があった場合に行われる処分のことをいいます。

戒告	減給	停職	免職	計
		1		1

7 服務の状況

(1) 令和5年度の営利企業従事許可の状況

件数
36

※ 公務員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業等の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事してはならないとされており、次のいずれにも該当しないと認める場合に限り、例外的に許可を受けることができます。

- ア その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある
- イ 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある
- ウ その他公務員として適当でないと認められる

(2) 職務専念義務免除の状況

令和5年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

※ 公務員は、その勤務時間中において職務に専念する義務がありますが、法律又は条例で定める以下の区分に該当する場合は、限定的にその免除が認められています。

区分	承認件数
研修を受ける場合	0
厚生に関する計画の実施に参加する場合	1,040
公務災害補償に関する審査請求等をし、又はこれらの審査に出頭する場合	0
勤務条件に関する措置の要求をし、又はその審理に出頭する場合	0
不利益処分に関する不服申立てをし、又はその審理に出頭する場合	0
職員団体の代表者として、当局と交渉を行う場合	21
当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合	0
市の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0
他の地方公共団体、国若しくは地方公共団体が設置する公社等又は市が出資若しくは助成等を行っている公共的団体等の業務に専ら従事する場合	18
国又は地方公共団体の機関、学校その他公共的団体から委嘱を受けて研修、講演等を行う場合	13
その他任命権者が特に必要と認める場合	87

8 退職管理の状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日に所属長以上で退職し、再就職した者の状況は次の表のとおりです。

所属長以上で退職した職員	11名
うち再就職者	6名
再就職先 区分	市（再任用、嘱託等）
	市出資法人（50%以上）
	民間企業
	その他の団体

9 研修の状況

令和5年度の職員研修の実施状況は、次の表のとおりです。

研修区分	開講日数	修了者数
階層別研修	32日	377人
新規採用職員研修、中堅職員研修、所属長研修、係長研修等		
専門研修	95日	822人
企画力向上研修、パソコン講座、行政実務実践講座、政策法務研修、交渉力向上研修、説明・話し方向上研修、DX研修等		
その他研修		
派遣研修（国、富山県ほか）		28人
自己啓発（自主研修、通信教育ほか）		26人
教育委員会（栄養士・調理員研修）	9日	155人
上下水道局（技能体験研修ほか）	3日	101人
消防（昇任時研修、火災調査技術研修ほか）	23日	353人
合計	162日	1,862人

10 福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理

労働安全衛生法等に基づく各種健康診断等を実施し、その他健康障害の防止対策を行っています。

① 健康診断の実施状況

区分	対象者	受診実績等	摘要
定期健康診断	全職員	1,647名	
特定業務従事者の健康診断	深夜勤務を伴う業務に従事する職員及び病原体による汚染の恐れがある業務に従事する職員	397名	
その他の健康診断	胃検診及び女性検診について、それぞれ希望する職員	506名	富山県市町村職員共済組合の保険事業による全額負担

② 特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導について、118名を対象として実施しています。なお、実施主体は医療保険者である富山県市町村職員共済組合となります。

③ 健康障害防止対策等

実施事項	概要及び対象者	実績等
心の健康相談事業	毎月1回、職員本人やその家族、上司などからの相談に臨床心理士が対応	14回開催のべ30名利用
感染症予防措置	病原体による汚染の恐れがある業務に従事する職員に対する、破傷風及びB型肝炎の予防措置を実施	19名
ストレスチェック	年に1回定期的にストレスの状況について検査を実施し、メンタルヘルス不調の未然防止を図るもの	1,479名

(2) 厚生制度

職員の勤務能率の向上や、元気回復などを目的として、厚生事業を行っています。

厚生事業は、職員の掛け金と高岡市の交付金によって運営されています。

① 職員互助会に対する公費負担の状況

ア 令和5年度公費負担の総額	3,468千円
イ 職員互助会の会員数	1,758名
ウ 会員一人当たりの公費負担額	1,973円
エ 公費負担額の算定の方法	(公財)高岡市勤労者福祉サービスセンターに対して負担する会費の1/2と入会金を足し合わせた額
オ 会員掛け金の算定の方法	給料月額の千分の1.4

② 職員互助会が実施している事業の概要

事業区分	事業の内容	実績・事業費等
給付事業	職員の慶事及び弔事に対し、祝金及び弔慰金を支給するもの	216件 1,615千円
その他の事業	人間ドックの利用助成、インフルエンザ予防接種の助成、親睦会活動の助成	9,232千円

(3) 共済制度

地方公務員共済組合法に基づき、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、職務の能率的運営に資することを目的として、富山県市町村職員共済組合が事業を実施しています。

① 共済組合によって実施されている事業の概要

事業区分	事業の内容
短期給付事業	組合員とその家族の病気、けが、出産等に対する必要な給付を行うもの
長期給付事業	組合員の退職、障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行うもの
福祉事業	組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付等を行うもの

② 共済組合に対する負担金

共済組合に対し、法令等に基づき、令和5年度中に高岡市が負担金として支出した額は次のとおりです。

令和5年度共済組合負担金 1,999,684 千円

(4) 公務災害補償制度

地方公務員災害補償法に基づき、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を行うため、地方公務員災害補償基金が事業を実施しています。

① 令和5年度中の公務災害等の発生の状況

区分	件数	災害の概要
公務災害	7 件	医療行為中の感染症患者接触、作業中の機械による怪我など
通勤災害	1 件	

② 地方公務員災害補償基金に対する負担金

地方公務員災害補償基金に対し、法令等に基づき、令和5年度中に高岡市が負担金として支出した額は、次のとおりです。

・令和5年度地方公務員災害補償基金負担金 13,082 千円

11 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

件数
0

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

件数
0